

# 特定個人情報取扱規則

## 第1章 総 則

(目 的)

第1条 本規則は、この組合が、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号、以下「番号法」という。)、**「個人情報の保護に関する法律」**(平成15年法律第57号、以下「個人情報保護法」という。)及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」、「農林水産分野における個人情報保護に関するガイドライン」に基づき、この組合の取り扱う特定個人情報等の適正な取扱いを確保するために、特定個人情報の「取得」、「保管」、「利用」、「提供」、「開示、訂正、利用停止」、「廃棄」の各段階における留意事項及び安全管理措置について定めるものである。

なお、個人番号及び特定個人情報等に関しては、個人情報保護に関する他の規則又はマニュアルに優先して本規則が適用される。

また、本規則の規定が個人情報保護に関する他の規則又はマニュアルの規定と矛盾する場合には本規則の規定が優先的に適用される。

(定 義)

第2条 本規則で掲げる用語の定義は、次のとおりとする。なお、本規則における用語は、他に特段の定めのない限り番号法その他の関係法令の定めに従う。

① 個人情報

個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報であって、生存する個人に関する情報であり、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。

② 個人番号

番号法第7条第1項又は第2項の規定により、住民票コードを変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう(番号法第2条第6項及び第7項、第8条、第67条並びに附則第3条第1項から第3項まで及び第5項における個人番号)。

③ 特定個人情報

個人番号(個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号そ

の他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。番号法第7条第1項及び第2項、第8条、第67条並びに附則第3条第1項から第3項まで及び第5項を除く。)をその内容に含む個人情報をいう。

④ 特定個人情報等

個人番号及び特定個人情報を併せたものをいう。

⑤ 個人情報ファイル

個人情報を含む情報の集合物であって、特定の個人情報について電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして「個人情報の保護に関する法律施行令」（平成15年政令第507号。以下「個人情報保護法施行令」という。）で定めるものをいう。

⑥ 特定個人情報ファイル

個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをいう。

⑦ 保有個人データ

個人情報取扱事業者（後述⑫）が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する特定個人情報であって、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして個人情報保護法施行令で定めるもの又は6か月以内に消去することとなるもの以外のものをいう。

⑧ 個人番号利用事務

行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者が番号法第9条第1項又は第2項の規定によりその保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用して処理する事務をいう。

⑨ 個人番号関係事務

番号法第9条第3項の規定により個人番号利用事務に関して行われる他人の個人番号を必要な限度で利用して行う事務をいう。

⑩ 個人番号利用事務実施者

個人番号利用事務を処理する者及び個人番号利用事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。

⑪ 個人番号関係事務実施者

個人番号関係事務を処理する者及び個人番号関係事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。

⑫ 個人情報取扱事業者

特定個人情報ファイルを事業の用に供している者（国の機関、地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人を除く。）であつて、特定個人情報ファイルを構成する個人情報によって識別される特定の個人の数（個人情報保護法施行令で定める者を除く。）の合計が過去 6 か月以内のいずれの日においても 5,000 を超えない者以外の者をいう。

⑬ 職員等

直接又は間接にこの組合の指揮監督を受けてこの組合の業務に従事している者をいい、雇用関係にある職員（職員、継続雇用職員、期間契約職員）のみならず、この組合との間の雇用関係にない役員を含む。

⑭ 管理区域

特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムを管理する区域をいう。

⑮ 取扱区域

特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域をいう。

（個人番号を取り扱う事務の範囲）

第 3 条 この組合が個人番号を取り扱う事務の範囲は以下のとおりとする。

職員等（扶養家族を含む）に係る個人番号関係事務	給与所得・退職所得の源泉徴収票作成事務 雇用保険届出事務
	労働者災害補償保険法に基づく請求に関する事務
	財形貯蓄に関する事務
	健康保険・厚生年金保険届出事務
職員等の配偶者に係る個人番号関係事務	国民年金の第3号被保険者の届出事務
職員等以外の個人に係る個人番号関係事務	役員報酬の支払調書作成事務
	外部講師の講師料、NOSA I 部長、任意共済推進員、損害評価会委員手当及び損害評価員手当等の支払調書作成事務

（特定個人情報等の範囲）

第 4 条 前条において、この組合が個人番号を取り扱う事務において使用される個人番号及び個人番号と関連付けて管理される特定個人情報は以下のとおりとする。

- ① 職員等又は職員等以外の個人から、番号法第 16 条に基づく本人確認の措置を実施する際に提示を受けた本人確認書類（個人番号カード、通知カード、身元確認書類等）及びこれらの写し

- ② この組合が税務署等の行政機関等に提出するために作成した法定調書及びこれらの控え
  - ③ この組合が法定調書を作成するうえで職員等又は職員等以外の個人から受領する個人番号が記載された申告書等
  - ④ その他個人番号と関連づけて保存される情報
- 2 第1項各号に該当するか否かが定かでない場合は、特定個人情報保護事務取扱責任者が判断する。

## 第2章 安全管理措置

### 第1節 組織的安全管理措置・人的安全管理措置

(組織体制)

- 第5条 組合長を特定個人情報保護統括管理者（以下「統括管理者」という。）とし、特定個人情報を保護するための措置に関する業務を統括する。
- 2 参事を特定個人情報保護事務管理者（以下「事務管理者」という。）として統括管理者を補佐し、特定個人情報保護に関する施策の立案とその実施についての指揮・監督に当たらせる。
- 3 事務管理者は、総務部長を特定個人情報保護事務取扱責任者（以下「事務取扱責任者」という。）として選任し、自らが管理している特定個人情報の保護に関する施策の実施に当たらせる。
- 4 特定個人情報等を管理する責任部署（以下「事務管理部署」という。）は、総務課とする。
- 5 総務課の職員のうち個人番号関係事務に携わる職員を特定個人情報保護事務取扱担当者（以下「事務取扱担当者」という。）とする。

(事務取扱責任者の責務)

- 第6条 事務取扱責任者は、本規則に定められた事項を理解し、遵守するとともに、事務取扱担当者にこれを理解させ、遵守させるために、安全対策の実施並びに研修会等において周知徹底等の措置を実施する責任を負う。
- 2 事務取扱責任者は、次の業務を所管する。
- ① 特定個人情報の利用記録等の管理
  - ② 管理区域及び取扱区域の設定

- ③ 特定個人情報の権限についての設定及び変更の管理
- ④ 特定個人情報の取扱状況の把握
- ⑤ 特定個人情報の安全管理に関する職員等への周知徹底
- ⑥ その他この組合における特定個人情報の安全管理に関すること

(事務取扱担当者の監督)

第7条 事務取扱責任者は、特定個人情報等が本規則に基づき適正に取り扱われるよう、事務取扱担当者に対して必要かつ適切な監督を行うものとする。

(事務取扱担当者の責務)

第8条 事務取扱担当者は、特定個人情報の「取得」、「保管」、「利用」、「提供」、「開示」、「訂正、利用停止」、「廃棄」など、特定個人情報を取扱う業務に従事する際、番号法及び個人情報保護法並びにその他の関連法令、関連ガイドライン、本規則及びその他の規則（以下「番号法等」という。）並びに事務取扱責任者の指示した事項に従い、特定個人情報の保護に十分な注意を払ってその業務を行うものとする。

- 2 事務取扱担当者は、特定個人情報の漏えい等、番号法等に違反している事実を確認した場合、又は違反するおそれのある場合、速やかに事務取扱責任者に報告しなければならない。
- 3 事務取扱担当者は、事務取扱責任者が計画する本規則を遵守させるための研修等を受けなければならない。
- 4 事務取扱担当者以外の職員が個人番号の記載された書類等を受領した場合、事務管理部署にできるだけ速やかにその書類を受け渡すこととし、手元には個人番号及び特定個人情報を残してはならない。

(運用状況の記録)

第9条 事務管理部署及び事務取扱担当者は、本規則に基づく運用状況を確認するため、以下の項目につき、システムログの取得又は利用実績の記録を行うものとする。

- ① 特定個人情報の取得及び特定個人情報ファイルへの入力状況
- ② 特定個人情報ファイルのアクセス等の記録
- ③ 書類・媒体等の持出しの記録
- ④ 特定個人情報ファイルの削除・廃棄の記録
- ⑤ 削除・廃棄を委託した場合、これを証明する記録等

(取扱状況の確認手段)

第10条 事務取扱担当者は、特定個人情報ファイル及び特定個人情報（以下「特定個人情報ファイル等」という。）の取扱状況を確認するための手段として、特定個人情報管理台帳に以下の事項を記録するものとする。なお、特定個人情報管理台帳には、特

定個人情報等は記載しないものとする。

- ① 作成年度
- ② 特定個人情報ファイル等の種類、名称
- ③ 責任者
- ④ 利用目的
- ⑤ 保有件数
- ⑥ 保管場所
- ⑦ 廃棄対象年度
- ⑧ 削除・廃棄状況
- ⑨ アクセス権を有する者

(情報漏えい事案等への対応)

第 11 条 事務取扱責任者は、特定個人情報の漏えい又は紛失若しくは滅失又は毀損による事故（以下「漏えい事案等」という。）が発生したことを知った場合又はその可能性が高いと判断した場合は、不祥事件対応要領に基づき、適切に対処するものとする。

2 事務取扱責任者は、漏えい事案等が発生したと判断した場合は、その事実を本人に通知するとともに、必要に応じて公表する。

3 事務取扱責任者は、他の漏えい事案等を踏まえ、類似事例の再発防止のために必要な措置の検討を行うものとする。

(苦情への対応)

第 12 条 事務取扱責任者は、特定個人情報等の取扱いに関し、情報主体から苦情の申出を受けた場合には、苦情等処理要領に基づき、適切に対処するものとする。

(監査)

第 13 条 内部監査において、この組合の特定個人情報の適正な取扱い、その他法令及び本規則の遵守状況について監査を行う。その対応については組合内部監査基準に準拠して行うものとする。

(取扱状況の確認並びに安全管理措置の見直し)

第 14 条 事務取扱責任者は、年 1 回又は必要に応じて特定個人情報の運用状況の記録及び特定個人情報ファイルの取扱状況の確認を実施しなければならない。

2 事務取扱責任者は、前項の確認の結果及び前条の監査の結果に基づき、安全管理措置を評価し、必要に応じて見直し及び改善に取り組むものとする。

## 第2節 物理的安全管理措置

(特定個人情報等を取り扱う区域の管理)

第15条 管理区域及び取扱区域を明確にし、それぞれの区域に対し、次に掲げる措置を講じる。

① 管理区域

入退室管理及び管理区域へ持ち込む機器及び電子媒体等の制限を行うものとする。

② 取扱区域

可能な限り壁又は間仕切り等の設置を行い、事務取扱担当者以外の者の往来が少ない場所への座席配置等の工夫を行うものとする。

2 組合における取扱区域は総務課とし、特定個人情報の取扱いは総務課内でのみ行うものとする。

(特定個人情報等の盗難等の防止)

第16条 管理区域及び取扱区域における特定個人情報等を取扱う機器、電子媒体及び書類等の盗難又は紛失等を防止するために、次に掲げる措置を講じる。

① 特定個人情報を取扱う機器、電子媒体又は書類等を、施錠できる書庫等に保管する。

(電子媒体等を持ち出す場合の漏えい等の防止)

第17条 特定個人情報等が記録された電子媒体又は書類等の持出しは、行政機関等への法定調書の提出等、この組合が実施する個人番号関係事務に関して個人番号利用事務実施者に対しデータ又は書類を提出する場合を除き禁止する。

なお、「持出し」とは、この組合の事務所の外へ移動させることをいう。

2 前項により特定個人情報等が記録された電子媒体又は書類等の持出しを行う場合には、以下の安全策を講じるものとする。ただし、行政機関等に法定調書等をデータで提出するに当たっては、行政機関等が指定する提出方法に従うものとする。

(1) 特定個人情報等が記録された電子媒体を安全に持ち出す方法

① 電子媒体のパスワードによる保護

② データの暗号化

③ データのパスワードによる保護

(2) 特定個人情報等が記載された書類を安全に持ち出す方法

① 封緘、目隠しシールの貼付（事務取扱担当者以外の職員から事務取扱担当者に特定個人情報等が記載された書類等を移送する場合を含む。）

(廃棄・削除段階における物理的安全管理措置)

第 18 条 特定個人情報等の廃棄・削除段階における記録媒体等の管理は次のとおりとする。

- ① 事務取扱担当者は、特定個人情報等が記録された書類を廃棄する場合、シュレッダー等による裁断など、復元不可能な手段を用いるものとする。
  - ② 事務取扱担当者は、特定個人情報等が記録された機器及び電子媒体等を廃棄する場合、データ削除ソフトウェアの利用又は物理的な破壊など、復元不可能な手段を用いるものとする。
  - ③ 個人番号が記載された書類等については、当該関連する法定調書の法定保存期間経過後、1年以内に廃棄するものとする。
- 2 事務取扱担当者は、個人番号若しくは特定個人情報ファイルを削除した場合には、削除した状況等を特定個人情報管理台帳に記録するものとする。

### 第 3 節 技術的安全管理措置

(アクセス制御)

第 19 条 特定個人情報等を取り扱う情報システムには、ユーザー I D に付与するアクセス権を設定し、特定個人情報ファイルにアクセスできる者を事務取扱責任者及び事務取扱担当者に限定する。

(アクセス者の識別と認証)

第 20 条 特定個人情報等を取り扱う情報システムは、ユーザー I D、パスワード等の識別方法により、事務取扱責任者及び事務取扱担当者が正当なアクセス権を有する者であることを、識別した結果に基づき認証するものとする。

(外部からの不正アクセス等の防止)

第 21 条 この組合は、以下の各方法により、情報システムを不正ソフトウェアから保護するものとする。

- ① 情報システムと外部ネットワークとの接続機器に、特定の接続先以外からのアクセスを遮断する方法。
- ② 情報システムにある機器にウイルス対策ソフトウェアを導入する方法。
- ③ セキュリティ対策ソフトウェア等により、不正ソフトウェアの有無を確認する方法。
- ④ 機器やソフトウェア等を最新状態とする方法。



⑤ ログ等の分析を定期的に行い、不正アクセス等を検知する方法。

(特定個人情報のバックアップ)

第 22 条 この組合は、特定個人情報等の滅失、毀損による事故を防止するために、特定個人情報ファイルを定期的にバックアップを取得するものとする。

### 第 3 章 特定個人情報等の取得

(特定個人情報の適正な取得)

第 23 条 この組合は、特定個人情報等の取得を適法かつ公正な手段によって行うものとする。

(特定個人情報の利用目的)

第 24 条 この組合が職員等又は職員等以外の個人から取得する特定個人情報の利用目的は、第 3 条に掲げた個人番号を取り扱う事務の範囲内とする。

2 利用目的の変更を要する場合、当初の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲内で利用目的を変更することができる。

(特定個人情報の取得時の利用目的の通知等)

第 25 条 特定個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知し、又は公表しなければならない。

2 利用目的を変更した場合、変更された利用目的について、本人に通知、又は公表しなければならない。

3 前二項の規定は、次に掲げる場合については適用しない。

(1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

(2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

(3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

(個人番号の提供の要求)

第 26 条 この組合は、第 3 条に掲げる事務を処理するために必要がある場合に限り、本人又は他の個人番号関係事務実施者若しくは個人番号利用事務実施者に対して個人

番号の提供を求めることができる。

(個人番号の提供を求める時期)

第 27 条 この組合は、第 3 条に定める事務を処理するために必要があるときに個人番号の提供を求めることとする。

2 前項にかかわらず、本人との法律関係等に基づき、個人番号関係事務の発生が予想される場合には、契約を締結した時点等の当該事務の発生が予想できた時点で個人番号の提供を求めることを可能とする。

(特定個人情報の提供の求めの制限)

第 28 条 この組合は、番号法第 19 条各号のいずれかに該当し特定個人情報の提供を受けることができる場合を除き、特定個人情報の提供を求めてはならない。

(特定個人情報の収集制限)

第 29 条 この組合は、第 3 条に定める事務の範囲を超えて、特定個人情報を収集してはならない。

(本人確認)

第 30 条 この組合は、番号法第 16 条に定める各方法により、職員等又は職員等以外の個人の個人番号の確認及び当該本人の身元確認を行うものとする。

2 代理人については、同条に定める各方法により、当該代理人の身元確認、代理権の確認及び本人の個人番号の確認を行うものとする。

## 第 4 章 特定個人情報等の利用

(個人番号の利用制限)

第 31 条 この組合は、第 24 条に掲げる利用目的の範囲内でのみ利用するものとする。

2 この組合は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合を除き、本人の同意があつたとしても、利用目的を超えて特定個人情報を利用してはならない。

(特定個人情報ファイルの作成の制限)

第 32 条 この組合が特定個人情報ファイルを作成するのは、第 3 条に定める事務を実施するために必要な範囲に限るものとし、これらの場合を除き特定個人情報ファイルを作成してはならない。

## 第5章 特定個人情報の保管

(特定個人情報の正確性の確保)

第33条 事務取扱担当者は、特定個人情報を、第24条に掲げる利用目的の範囲において、正確かつ最新の状態で管理するよう努めなければならない。

(特定個人情報の保管制限)

第34条 この組合は、第3条に定める事務の範囲を超えて、特定個人情報を保管してはならない。

2 この組合は、所管法令で定められた個人番号を記載する書類等の保存期間を経過するまでの間は、当該書類及び当該書類を作成するシステム内においても保管することができる。

3 この組合は、番号法上の本人確認の措置を実施する際に提示を受けた本人確認書類（個人番号カード、通知カード、身元確認書類等）の写しやこの組合が行政機関等に提出する法定調書の控えや当該法定調書を作成するうえで事業者が受領する個人番号が記載された申告書等を特定個人情報として保管するものとする。これらの書類については、関連する所管法令で定められた個人番号を記載する書類等の保存期間を経過するまでの間保存することができる。

## 第6章 特定個人情報の提供

(特定個人情報の提供制限)

第35条 この組合は、番号法第19条各号に掲げる場合を除き、本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供してはならない。

なお、第三者への提供とは、法的な人格を超える特定個人情報の移動を意味し、同一法人の内部等の法的な人格を超えない特定個人情報の移動は該当しない。

## 第7章 特定個人情報の開示、訂正等、利用停止等

(保有個人データに関する事項の公表等)

第36条 保有個人データに関し、次の各号に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない。

- (1) この組合の名称
- (2) 全ての保有個人データの利用目的
- (3) 保有個人データの開示、訂正等、利用停止等の手続及び保有個人データの開示、利用目的の通知を求められたときの手数料の額
- (4) この組合が行う保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先

2 本人から、当該本人が識別される個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し遅滞なく、これを通知しなければならない。ただし、第 25 条第 3 項第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当する場合はこの限りでなく、利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(保有個人データの開示)

第 37 条 この組合は、本人から当該本人が識別される特定個人情報に係る保有個人データについて開示を求められた場合は、遅滞なく、当該情報の情報主体であることを厳格に確認した上で、当該本人が開示を求めてきた範囲内でこれに応ずるものとする。

なお、当該本人に法定調書の写しを送付する際、法定調書の写しに本人以外の個人番号が含まれている場合には、その部分についてはマスキング等をするものとする。

2 この組合は、次の事由に該当する場合には、当該開示請求の全部又は一部を不開示とすることができる。その場合には、遅滞なく請求者に対してその旨を通知しなければならない。

- (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) この組合の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- (3) 他の法令に違反することとなる場合

(保有個人データの訂正等)

第 38 条 この組合は、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないことを理由に当該本人から訂正、追加又は削除を求められた場合は、必要な調査を行い、その結果に基づき、遅滞なくこれに応ずることとする。

2 前項の規定に基づき訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、当該本人に対し、遅滞なくその旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知しなければならない。

(保有個人データの利用停止等)

第 39 条 この組合は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが、個人情報保護法第 16 条の規定に違反して取得されているという理由、同法第 17 条の規定に違反して取り扱われているという理由、又は番号法第 19 条の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの利用の停止、消去又は第三

者への提供の停止（以下、本条において「利用停止等」という。）を求められた場合で、利用停止等に理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該特定個人情報の利用停止等を行わなければならない。

ただし、利用停止等を行うことに多額の費用を要する場合、その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、当該本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りではない。

- 2 前項の規定に基づき求められた利用停止等の全部又は一部を行ったとき若しくは行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（当該本人から求められた措置と異なる措置を行う場合にはその措置内容を含む。）を通知しなければならない。

（理由の説明）

第 40 条 開示、訂正等及び利用停止等（以下「開示等」という。）の規定により、本人から求められた措置の全部又は一部について、その措置を取らない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

（開示等の求めに応じる手続）

第 41 条 保有個人データに関し、本人からの開示等の求めに関し、その求めを受け付ける方法として以下について定めることができる。この場合において、当該方法に従って行われる本人の求めを受け付けることとする。

- (1) 開示等の求めの申出先
  - (2) 開示等の求めに際して提出すべき書面（電子的方法、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。）の様式その他の開示等についての求めの方式
  - (3) 開示の求めをする者が本人又は本人の代理人であることの確認方法
  - (4) 手数料の徴収方法
- 2 本人に対し、開示等の求めに関し、その対象となる保有個人データを特定するに足りる事項の提示を求めることができる。この場合において、本人が容易かつ的確に開示等の求めをすることができるよう、当該保有個人データの特定に資する情報の提供その他本人の利便を考慮した適切な措置をとらなければならない。
- 3 本人の求めに対する利用目的の通知及び開示についてその実施に関し、実費を勘案して合理的であると認められる範囲において定められた手数料を徴収することができる。なお、手数料を定める場合は、第 36 条第 1 項第 3 号により本人の知り得る状態に置かなければならない。

## 第 8 章 特定個人情報の廃棄・削除

(特定個人情報の廃棄・削除)

第 42 条 この組合は、第 3 条に掲げる事務を処理する必要がなくなった場合で、所管法令において定められている保存期間を経過した場合には、個人番号をできるだけ速やかに廃棄又は削除するものとする。

## 第 9 章 罰 則

(罰則)

第 43 条 この規則に違反した場合には、職員就業規則第 65 条及び第 66 条の懲戒規定を準用する。

(改正手続)

第 44 条 この規則の改正は、理事の過半数によって定める。

附 則

(実施期日)

この規則は平成 27 年 10 月 26 日から施行する。

附 則

(実施期日)

この改正規則は平成 29 年 2 月 16 日から実施する。

附 則

(実施期日)

この改正規則は平成 29 年 3 月 17 日から実施する。